

藤浪倉庫株式会社 人権方針

1. 本方針の位置づけと適用範囲

藤浪倉庫人権方針（以下人権方針）は、藤浪倉庫株式会社の経営理念に基づいて人権尊重の取組みの方針を定めるものです。

私たちの人権方針は、当社の全ての役員・従業員（正社員・契約社員・嘱託・臨時従業員等を含むすべての従業員）に対し適用します。

また、取引先、ビジネスパートナー、お客様にも本方針を理解し、人権を尊重に努めていただくよう働きかけます。

2. ステークホルダーの人権尊重

私たちは、社員一人ひとりの基本的人権を尊重し、国籍・人種・宗教・性別・年齢・障害・その他の理由による不当な差別、あらゆるハラスメント等の人を傷つける行為を決して許しません。また、児童労働・強制労働・不当な低賃金労働を行いません。

私たちは、CSR調達を実施することで、事業に関わるサプライチェーン全体を通じて人権尊重の推進に努めます。

また、人権侵害への加担をしません。

3. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権デューデリジェンスの仕組みを通じて、事業活動の伴う人権への負の影響の把握に努め、その回避または軽減を図るよう努めます。

4. 救済措置

私たちが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、ステークホルダーに対する救済措置を含め、迅速かつ適切に対処します。

5. 教育・研修

私たちは、社員一人ひとりに人権問題への啓発・教育を進め、正しい理解が進むよう取り組みます。

6. 情報開示

私たちは、本方針に基づく人権尊重の取組みについて藤浪倉庫ウェブサイトにて報告致します。

代表取締役社長 藤浪 秀明